

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都

(氏 名) A

上記被審人に対する平成29年度(判)第14号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同中馬慎子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金270万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成30年2月15日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成29年12月14日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、一般図書の仕入れ、製作、出版及び販売等の事業を営む会社を所有することによる当該会社の事業活動の支配・管理等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている株式会社文教堂グループホールディングス（以下「文教堂GHD」という。）に社員として勤務していた者であるが、同人がその職務に関し、同社の属する企業集団の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの事業年度（以下「平成28年8月期」という。）の経常利益の予想値について、平成27年10月15日に公表がされた直近の予想値（経常利益1億5000万円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を平成28年9月30日頃に知りながら、法定の除外事由がないのに、同社において新たに算出した平成28年8月期の予想値（経常利益マイナス7200万円）の公表がされた平成28年10月13日より前の同月4日、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、文教堂GHD株式合計1万株を売付価額合計610万5800円で売り付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第1項第1号、第2項第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第2号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (609 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 610 \text{ 円} \times 5,400 \text{ 株} + 611 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} + 612 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 613 \\ & \text{円} \times 1,100 \text{ 株}) \\ & - 340 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} \\ & = 2,705,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、2,700,000円となる。